



去る5月20日、市民のみなさまをお招きし、「市制施行80周年記念式典」を挙行。那覇市の80歳の誕生日を祝いました。(那覇市民会館大ホール)

祝 市制施行80周年を迎えました。

平成13年度 市政功労者(17名)を表彰

私たちの那覇市は、今年で80周年を迎えました。市ではこれまで、戦後の激動期から今日まで産業・文化・医療などの各方面で那覇市政の発展に貢献された17名の皆様を「平成13年度・那覇市政功労者」として決定し、去る5月20日の市制施行記念日に行われた那覇市制施行80周年記念式典において表彰いたしました。また、今年は80周年記念特別表彰者として地域福祉などに功績のあった48名の皆様も表彰いたしました。(敬称略)



岸本 吉雄

50年間にわたり古典音楽安富祖流を究める。国指定重要無形文化財組踊保持者。後継者の育成、芸能文化の発展に貢献。(76歳)



古波倉 正照

県医師会医学会長等々の要職を歴任する傍ら長年地域医療の向上に尽力。本市の保健事業に協力し市民の健康管理に貢献。(80歳)



大宜見 静子

沖縄芝居の女優一号として現在まで活躍。沖縄県無形文化財琉歌保持者。座長として後継者育成、沖縄芝居の発展に尽力。(82歳)



山川 博子

戦後、パラシユートからウエディングドレスを作成する等、沖縄ファッション界の先駆者として活躍し、人材育成に尽力。(84歳)



金城 和夫

長年、開業医として地域住民の健康管理に尽力。39年間、学校医として児童の健康診断等を実施し学校保健の向上に貢献。(74歳)



親泊 康晴

戦後、琉球政府、那覇市に務め昭和59年から4期16年、那覇市長として市の発展に尽力。地方自治の振興に多大の貢献。(74歳)



湧川 幸盛

沖縄空手・古武道連盟会長などの要職を歴任。県指定重要無形文化財保持者(空手)。後継者育成に尽力。国際交流に寄与。(74歳)



嘉手川 重夫

空手舞踊研究所の会主として伝統芸能の普及に尽力。大綱挽保存会、肥前船振興会の役員として伝統行事の発展に貢献。(75歳)

おめでとうございます



古堅 実吉

立法院議員4期、県議会議員4期28年間を務めたあと、3期10年衆議院議員として活躍。本県の生活福祉の向上に尽力。(71歳)



津野 力男

戦後、沖縄初の写真クラブを結成。沖縄写真連盟会長等々の要職に就き、本市の写真文化の振興、技術の向上に尽力。(73歳)



武富 良規

約50年にわたり組踊役者として活躍。国指定重要無形文化財組踊保持者として若手の育成。組踊の保存継承、発展に尽力。(74歳)



島 秀範

沖縄サミットで「御尊顔拝なび」ら各国首脳首里地区実行委員会委員長。長年、自治会等の会長として地域発展に寄与。(74歳)



高良 政利

長年、歯科医師として一般、乳幼児の歯科検診に尽力。23年間にわたり学校歯科医として児童生徒の歯科保健に貢献。(74歳)



上原 清

6期23年有余にわたって本市の市議会議員として活動。市政発展に貢献。(62歳)



照喜名 朝一

沖縄伝統音楽安富祖流絃声会相談役として活躍。国指定重要無形文化財保持者。伝統芸能の保存継承、後継者育成に貢献。(69歳)



上原 妙

本県美容業界の第一人者として活躍。傍ら本市観光協会主催の「ミス那覇」選出審査委員を務め本市の観光振興に貢献。(70歳)



新垣 榮用

戦後、伝統工芸「壺屋焼」の復興に取り組み、50年余にわたって技法の保存、後継者育成に尽力。本市の文化振興に貢献。(71歳)

チャーがんじゅう課からののお知らせ



チャーがんじゅう課から65歳以上の市民のみなさまの介護保険料及び介護保険サービスを利用した場合の高額介護サービス費についてのお知らせです。

平成13年10月から介護保険料の本来額納付が始まります。

平成12年10月から65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料半額納付が始まっており、平成13年10月からは本来の介護保険料額納付が始まります。

(特別対策に伴う保険料納付のイメージ図)

4月	10月	4月	10月	4月
平成12年度	平成13年度	平成13年度	平成13年度	平成14年度
保険料の納付はなし	本来の保険料の半額を納付	本来の保険料の半額を納付	本来の保険料の半額を納付	本来の保険料額を納付

平成13年度分の介護保険料の納付について

- ★介護保険料を年金から天引できない方については6月上旬に納付通知書をお送りします。→同封の納付書でお近くの金融機関で納付してください。便利な口座振替も利用できます。
- ★介護保険料が年金から天引となる方については8月上旬に特別徴収開始通知書をお送りします。→手続は特に必要ありません。(※平成13年4月、6月、8月については平成13年2月の天引額と同額の保険料額が天引きされます。)

下記の事由のいずれかに該当するときは保険料を減免できる場合があります。くわしくは「チャーがんじゅう課」までご相談ください。

○災害等で家屋等に損害を受けたとき ○生計維持者の長期入院等 ○生計維持者の失業、事業の休廃止等 ○保険料が第2階層の方で世帯の収入額が生活保護の最低生活費に満たない方 ほか。

高額介護サービス費について

介護保険の被保険者で要介護認定を受けて、介護保険のサービスを利用した場合には1割の自己負担額(利用料)を支払うことになりますが、この利用料が一定額を超えた場合には、超えた分が高額介護サービス費として払い戻されることになっています。対象者にはハガキで「高額介護サービス費のお知らせ」をお送りしています。この通知書を受け取った方で市へまだ申請を行ってない方は早めに申請をお願いします。

区分	利用者負担の上限(月額)
一般(標準)世帯	37,200円
被保険者の属する世帯の全員が市町村民税を課税されていない。	24,600円
①生活保護の受給者、②被保険者の属する世帯の全員が市町村民税を課税されていない世帯の老齢福祉年金受給者	15,000円

高額介護サービス費貸付制度

高額介護サービス費支給の対象者で、一定の要件を満たす場合に、あらかじめ払い戻される高額介護サービス費を貸し付ける制度があります。くわしくは「チャーがんじゅう課」までご相談ください。

【お問い合わせ先】

チャーがんじゅう課 保険給付係 ☎862-9010 本庁2階1番窓口

「介護長寿課」は平成13年4月1日から「チャーがんじゅう課」に課名が変わりました。